



# 長野県報

2月9日(木)  
令和5年  
(2023年)  
第379号

## 目次

### 告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	3
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課).....	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(障がい者支援課).....	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課).....	4
保安林の指定施業要件の変更予定(2件)(森林づくり推進課).....	5
公共測量の実施(建設政策課).....	6
公共測量の終了(建設政策課).....	6
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	7

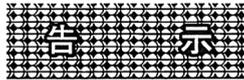
### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(6件)(産業政策課).....	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課).....	14

### 訓令

長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課、特別支援教育課).....	14
---------------------------------------	----

正誤(人事委員会事務局).....	15
-------------------	----

**長野県告示第63号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

## 1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
医療法人 すがわら小児クリニック	茅野市ちの257番地3	令和4年11月1日
スギ薬局 豊科店	安曇野市豊科4946番地1	令和4年12月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社 ファーストナース	東京都港区新橋2丁目12番16号	訪問看護ステーションあやめ安曇野	安曇野市豊科4757-1	令和4年11月1日
一般社団法人 いとぐち	飯田市鼎下山804番地1	ファミリーケアステーションつなぐ	飯田市鼎下山804番地1	令和4年10月20日
株式会社 ファーストナース	東京都港区新橋2丁目12番16号	訪問看護ステーションあやめ上田	上田市中之条307-1 かどやリースビル 202号室	令和4年12月1日

地域福祉課

**長野県告示第64号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

## 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
医療法人社団 軽井沢西部総合病院	北佐久郡御代田町御代田4107-40	医療法人社団 軽井沢西部総合病院	医療法人社団 御代田中央記念病院	令和4年10月6日

地域福祉課

**長野県告示第65号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ついじ内科消化器科クリニック	上田市築地539-2	令和4年9月1日

地域福祉課

## 長野県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
すがわら小児クリニック	茅野市ちの257番地3	令和4年10月31日

地域福祉課

## 長野県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
真田 芳拓	飯田市上郷黒田1918-1 アクアマリン KOSHIBA207	令和4年11月30日
牧野 紘大	長野市上松4-8-23 サンシティ上松102	令和4年12月1日

## 2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さなだ鍼灸接骨院	飯田市上郷黒田1637-1	令和4年11月30日
マーサ整骨院 中野院	中野市中野355-5	令和4年12月1日

地域福祉課

## 長野県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿 部 守 一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
山口眼科内科	須坂市墨坂二丁目6番2号	令和5年2月1日
おがわ薬局	岡谷市湖畔4丁目3番19号1	令和5年2月1日
関清風堂さわやか薬局	諏訪市高島2-1279-3	令和5年2月1日

## 所在地

## 指定した年月日

障がい者支援課

## 長野県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野寿光会 上山田病院（更生医療のみ）	千曲市上山田温泉三丁目34番地3号	令和5年2月1日
井原薬局	北佐久郡立科町芦田2537-1	令和5年2月1日
木町薬局	上田市中央4-6-21	令和5年2月1日
ウエルシア薬局佐久野沢店	佐久市野沢下木戸248-1	令和5年2月1日
サンロード調剤薬局南田店	駒ヶ根市南田10-15	令和5年2月1日

## 所在地

## 指定更新年月日

障がい者支援課

## 長野県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

## 育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人社団 御代田中央記念病院 北佐久郡御代田町御代田4107-40	医療法人社団 軽井沢西部総合病院 北佐久郡御代田町御代田4107-40	令和4年10月6日

変更後の医療機関の  
名称及び所在地

## 変更した年月日

障がい者支援課

## 長野県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
合名会社上野屋薬局	千曲市稲荷山859	令和4年11月30日
清風堂さわやか薬局	諏訪市高島2-1279-3	令和4年11月30日

## 所在地

## 辞退年月日

障がい者支援課

**長野県告示第72号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

北安曇郡松川村字川花見3238の1・字芳小屋3237の10・字天狗岩3240のイ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字川花見3232の8、3232の9、3234の4、3234の5、3238の2から3238の6まで、字蟹沢3239、3239の2から3239の4まで、字天狗岩3240の1、3240の3から3240の5まで、3240の12、3240の13、3240の15から3240の20まで、字荻沢3248のイ、3251の1、3252の1、3253の1、字大林3249の1、3249の2、3250の1、3325

**2 保安林として指定された目的**

干害の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第73号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

北安曇郡松川村字川花見3238の1・字芳小屋3237の10・字天狗岩3240のイ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字川花見3232の8、3232の9、3234の4、3234の5、3238の2から3238の6まで、字蟹沢3239、3239の2から3239の4まで、字天狗岩3240の1、3240の3から3240の5まで、3240の12、3240の13、3240の15から3240の20まで、字荻沢3248のイ、3251の1、3252の1、3253の1、字大林3249の1、3249の2、3250の1、3325

**2 保安林として指定された目的**

公衆の保健

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第74号**

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第75号**

長野県長野建設事務所裾花ダム管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 地形測量
- 作業期間  
令和4年8月31日から令和5年1月25日まで
- 作業地域  
長野市

建設政策課

**長野県告示第76号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

道路の種類	路線名	区間
県道	中野小布施線	中野市西二丁目1090番の8地先から 中野市西二丁目1665番の8地先まで

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月9日

長野県北信建設事務所長 関 克浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 七曲西原線

## 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2052番の1地先から 下高井郡木島平村大字住郷字西原1583番の1地先まで	旧	m 9.3 ~ 11.7	km 0.3592
同 上	新	5.6 ~ 11.7	0.3592

道路管理課

## 長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月9日

長野県佐久建設事務所長 小林敏昭

1 路 線 名 下仁田浅科線

2 供用を開始する区間

佐久市岩村田字挟石1440番の1地先から

佐久市岩村田字押田シ 1557番の11地先まで

佐久市大字志賀字上南和田5892番の1地先から

佐久市大字志賀字辻畑5901番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和5年2月9日

道路管理課